

答申個第111号

令和3年10月26日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 北村 和生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年2月24日付け教指生第110号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

いじめ重大事態の報告等の個人情報一部開示決定事案（諮問個第292号）

1 審査会の結論

処分庁が非開示とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分については開示すべきであり、その余の部分について非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和 2 年 1 2 月 7 日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 1 4 条第 2 項の規定により、次の公文書の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

ア ○○年度（○○年）に発生した△△中学××部暴力殺人未遂事案に関わる報告書全て（公的報告書作成に参考にした聞き取り調査の△△中学所持の原文も含む）

イ 京都市（府）関係機関が事案の報告及び協議をした会議について会議日時、出席者、会議の内容（市教委生徒指導課、体育健康教育室、人事課、児童相談所を含む関係機関や外部団体との会議も含める）

ウ 京都市長へいじめ防止推進法規定重大事案として報告した文書と文章作成に参考にした報告

エ △△中学がこの事案で作成した書類（当時担当者**主事所持のいじめ対策委員会開催した下記日時を含め全ての日時、参加者名、協議した内容）

①○○.○○.○○，②・・・略・・・⑬○○.○○，参加者名，協議対策内容）。①○○.○○，被害生徒保護者と△△中学いじめ対策委員の一部，加害生徒 1 名所属の■■■中学管理職含む話し合いを行う。⑭○○.○○.○○，・・・略・・・⑳○○.○○，この後，問題解決に至らず新校長体制は前例失敗のごまかしで取り繕われ，加害者集団への踏み込んだ指導は最後まで貫徹されず，再度暴力が起こる可能性を残した状態では登校再開も望めないため，㉑○○.○○，被害生徒は転校することとなる。

(2) 処分庁は、本件請求に対して、次のアからカまでの公文書を特定したうえで、個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和 3 年 1 月 2 0 日付けで、その旨及びその理由を、次のとおり審査請求人に通知した。

○ 特定した公文書

ア △△中学校××部におけるいじめ事案の概要について（請求内容ア，ウ，エに該当）

イ 顛末書（請求内容ア，エに該当）

ウ ××部での指導について（請求内容ア～エに該当）

エ ××部保護者会【生徒聞き取り内容・報告原稿】（請求内容ア，ウ，エに該当）

オ 聞き取り内容まとめ（請求内容ウ，エに該当）

カ いじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」の報告について（請求内容ウ，エに該当）

○ 個人情報の一部の開示をしない理由

条例第16条第2号に該当

開示請求者以外の個人の発言内容や個人への指導内容等については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和3年1月25日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。なお、審査請求人は、本件処分のうち上記(2)のイ、ウ、エ及びカ（以下それぞれを「本件公文書1」、「本件公文書2」、「本件公文書3」及び「本件公文書4」という。）に係る不服のみを主張している。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件各公文書について

ア 本件公文書1（顛末書）

〇〇年度に起こった△△中学校の××部でのいじめについて、当時の校長が作成した顛末書

イ 本件公文書2（××部での指導について）

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの出来事を時系列に記載した文書

ウ 本件公文書3（××部保護者会【生徒聴き取り内容・報告原稿】）

〇〇年〇〇月〇〇日に××部の保護者会で、生徒からの聞き取り内容を報告する際の原稿

エ 本件公文書4（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に規定する「重大事態」の報告について）

法に規定する「重大事態」として京都市長に報告した文書

(2) 本件処分について

本件処分における非開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、当該個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものである。本件処分に対する審査請求人の主張及び処分庁の弁明は、次のとおりである。

ア 本件公文書1について

審査請求人は、△△中学校が放課後に聞取りを行った生徒の学年や人数を開示すべきであると主張する。

審査請求人によるいじめの申立てを受けて、△△中学校は放課後に生徒に聞取りを行っているところ、放課後に聞取りを行った生徒の学年や人数を開示すると、所属する学校名や部活動名等の情報を基に、聞取りの対象となった生徒が容易に推測され、個人の特定につながり、当該生徒のプライバシーを侵害するおそれがあることから、非開示とした。

イ 本件公文書2について

審査請求人は、剣道部の指導について本件公文書2の基になったいじめ対策委員会会議録があると主張する。

本件公文書2は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの出来事を時系列に記載した文書であるところ、いじめ対策委員会の内容も含めて記載しているため、本件請求に対する公文書として特定した。

なお、本件公文書2と別にいじめ対策委員会でのやりとりに係る会議録は作成していない。

ウ 本件公文書3について

審査請求人は、保護者会において非開示とされている部分について、息子の治療へと役立つ指標となるので非開示決定は不当であると主張する。

本件公文書3の非開示部分は、審査請求人以外の生徒の発言等、他人に知られたくない情報を主な内容としており、これらを開示することで当該生徒の特定につながり、当該生徒のプライバシーを侵害するおそれがある。また、当該非開示部分は、条例第16条第2号ただし書に規定する「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要である」情報とはいえないことから非開示とした。

エ 本件公文書4について

審査請求人は、審査請求人に係る報告書であるにも関わらず非開示部分があることに疑義を訴える。

本件公文書4の非開示部分は、審査請求人以外の生徒が受けたいじめに関する記載であることから、これを開示すると、当該生徒のプライバシーを侵害するおそれがあることから、非開示とした。

(3) 以上のとおり、本件処分は条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査請求人の法定代理人による口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件処分について

本件処分は、審査請求人の人権を無視する決定であり、実施機関が間違いを犯し審査請求人等の将来を潰した背任行為を隠蔽する不当で違法な処分である。犯罪の中身が被害者の精神医学的治療に必要な情報として扱われることより、加害者のプライバシーが暴露されるリスクを避けることの方が大切だと示す市教委行政者の弁明は、被害者人権を蔑ろにするものである。

(2) 本件公文書1について

状況確認のため事情を聞いた上級者の学年や傍観者だった上級者・同級生生徒の人数が非公開であり、このいじめ問題についての指導を行った人数を知らされていないが、その後の間違った全体指導を5ヶ月も続けていた教師の問題把握能力がこの〇〇月の時点でどこまで問題解決ができていないかを知るために事情を話してくれた人数を知る必要がある。

暴力を先導する生徒や傍観する生徒から受けた恥辱を考えると、その同級生・上級生の関わる人数を隠すことが誰のプライバシーに抵触するのか理解できない。

(3) 本件公文書2について

＊＊主事が持つ資料もしくは学校の持つ資料で開示可能であるはずであるのに、いじめ対策委員会会議録が文書として特定されていないことは不自然である。△△中学□□校長は、事案についてその一件ごとに対策委員会会議録として、何時、参加教員名とその役職、会議の主題に特化した会議録をおぼえ書きとして現在においても作成していると発言している。

(4) 本件公文書3について

ひどい凌辱を受け続けて乖離した記憶が現在の審査請求人の日常を壊している。加害者への暴力的攻撃性の根拠を確かめその指導を貫徹できない教師の現状と、その果たされない現実を漫然と受け止める教育委員会の杜撰な組織構造は、子ども一人一人を大切などしてはいない。起こったいじめの内容を明確にすることが審査請求人の治療へと役立つ指標となるので、非公開決定は不当である。

(5) 本件公文書4について

市教委生徒指導課は、本人発言のない記載や生徒の精神状態無視など、市長に都合のよいことだけ報告する。本人の報告書であるにも関わらず真実なきひどい生徒指導課の実態がこの報告書に現れており、非公開部分記載二ヶ所の中身も、公開できない程に偽り記載されていると確信している。黒塗り一部非公開は不当である。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件各公文書について

本件各公文書は、いずれも審査請求人に対するいじめ（以下「本件事案」という。）に関して処分庁が作成した文書であり、本件公文書1は本件事案の経過や今後の方針を校長が記載し京都市教育長に提出した文書、本件公文書2は××部での指導に関し時系列で記載した文書、本件公文書3は××部保護者会で報告する内容をまとめた原稿、本件公文書4は法に基づき市長に本件事案を報告するために作成された文書である。

(2) 本件非開示部分について

ア 当審査会が本件各公文書を見分したところ、それぞれの公文書における非開示部分は以下のとおりであった。

(ア) 本件公文書1

本件事案に関し、聴き取りを行った生徒の学年、人数及び反応（内心に係る事項を含む。（イ）において同じ。）、審査請求人以外の生徒に係るいじめの状況（氏名を含む。

（イ）（ウ）において同じ。）及び保護者の対応並びに指導を行った生徒の保護者の対応

(イ) 本件公文書2

聴き取りを行った生徒の氏名、学年、人数、聴取内容、指導状況及び反応、審査請求人以外の生徒に係るいじめの状況及び対応状況並びに指導を行った生徒の保護者の対応

(ウ) 本件公文書3

審査請求人以外の生徒の聴取内容及びいじめの状況

(エ) 本件公文書4

他校における事案に係る記載及び審査請求人以外の生徒に係るいじめに関する記載

イ 当審査会が諮問庁に対し、本件処分における非開示部分について確認したところ次のような説明があった。

本件公文書1～3については、本件請求がなされる以前に、審査請求人からなされた別件の個人情報開示請求に対し、これらの公文書を開示対象公文書として特定し、個人情報一部開示決定（以下「別件処分1」という。）を行った。

また、別件処分1の後に、再度、審査請求人から個人情報開示請求がなされた際に、本件公文書4を開示対象公文書として特定し、個人情報一部開示決定（以下「別件処分2」という。）を行った。

本件処分における非開示部分は、本件公文書1～3については別件処分1における非開示部分、本件公文書4については別件処分2における非開示部分と同一である。

(3) 条例第16条第2号本文該当性について

ア 処分庁は、開示請求者以外の個人の発言内容や指導内容等については、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため条例第16条第2号に該当す

ると主張する。

一方、審査請求人は、暴力を先導する生徒や傍観する生徒から受けた恥辱を考えると、その同級生・上級生の関わる人数を隠すことが誰のプライバシーに抵触するのか理解できないと主張する。

この点について以下検討する。

イ 条例第16条第2号本文は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が開示されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたいと認められるものについて、非開示とすることを定めたものである。

この「通常他人に知られたいと認められるもの」の該当性を判断するに当たっては、個人情報開示請求において公文書が開示されるのは開示請求者だけであることから、開示請求者に知られたいと認められるものに限定して解釈することが必要である。

また、個人情報開示請求における非開示情報該当性については、時の経過、個人に係る状況の変化、当該情報に係る事務・事業の進行状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、個人情報開示請求があった都度、その請求時点における非開示情報の該当性を判断しなければならない。

ウ 本件各公文書を見分したところ、本件公文書1及び本件公文書2で非開示とされている情報には、本件公文書4において開示されている情報が含まれていることが確認された。

そこで、当審査会は、まず本件公文書4における当該開示内容について、本件請求日時点における条例第16条第2号該当性の検討を行った。

(ア) 本件公文書4は、本件事案について、法に規定する「重大事態」として平成29年4月26日付けで京都市長に報告した文書であり、「重大事態の種別」、「いじめを受けた児童生徒」、「発生日時」、「重大事態の概要」、「いじめを受けた児童生徒の状況」、「いじめに関する聴取結果（いじめを受けた児童生徒、行った児童生徒、関係児童生徒等）」、「学校の指導経過・取組」、「今後の当該児童生徒への支援方法・再発防止策」の内容が当該各欄に記載されているものである。

(イ) このうち、「重大事態の概要」及び「いじめに関する聴取結果（いじめを受けた児童生徒、行った児童生徒、関係児童生徒等）」の開示内容には、次の事項（本件公文書1及び2では非開示としている内容）が明らかとされている部分があることが認められる。

- a 聴き取りを行った生徒の学年及び人数
- b 指導を行った生徒の保護者の対応
- c 聴取内容から判明した事実と同等の内容（いじめ行為が始まった時期）

(ウ) 上記(イ)a～cの記載事項(c)にあっては、特定の生徒の聴取内容として記載されたとした場合は、いずれも審査請求人以外の個人（聴取の対象となった生徒又は当該生徒の保護者）が識別され得る情報と言うことはできる。しかしながら、本件公文書4が本件事案への対応の一つの区切りである京都市長あての報告書であることや、当該報告で明

らかとされた本件事案に係る事実の相当の部分を審査請求人が知り得べきであることに照らせば、その報告時点においては、上記(イ)a～cの記載事項は、もはや当該生徒又はその保護者が審査請求人に知られたくないと認められるものとまでは言うことはできない。

(エ) よって、当審査会は、本件公文書4における当該開示内容は、条例第16条第2号に該当しない(本件公文書4においてこれらを開示した処分庁の判断は妥当)と判断する。

エ 以上のことから、当審査会としては、本件公文書1及び本件公文書2の非開示部分のうち、本件公文書4において開示されている上記ウ(イ)a～cの情報と同一又は同等と判断できる非開示部分(別表のとおり)については、開示すべきであると判断する。

一方、本件各公文書のその他の非開示部分については、聴き取りを行った生徒の氏名、聴取内容及び指導内容等並びに審査請求人以外の生徒に係るいじめの状況についての記載であることから、本件請求日時点においてもなお通常他人(審査請求人)に知られたくないと認められ、非開示が妥当であると判断する。

なお、本件公文書3の非開示部分については、本件公文書4において開示されている情報と同等の内容も一部含まれてはいるものの、これらは審査請求人以外の生徒から聴取した内容として記載されているものであるから、非開示が妥当である。

(4) 条例第16条第2号ただし書該当性について

ア 審査請求人は、非開示とされた情報について、「被害者の精神医学的治療に必要な情報」であり、「いじめの内容を明らかにすることが審査請求人の治療へと役立つ」等の主張もしている。これは、本件非開示部分が、条例第16条第2号ただし書の「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているものと解されるため、以下この点を検討する。

イ 同号ただし書は、非開示により保護される特定の個人の利益と、開示により保護される「人の生命、身体、健康・・・」とを比較考量して、後者が前者に優越するときに開示を義務付けるものである。

ウ 当審査会において、(3)エで非開示が妥当であると判断した情報について、同号ただし書の趣旨に照らし改めて確認したところ、いずれも審査請求人以外の生徒の学校からの指導に対する個々の様子や自身に起きたいじめに対する思いなど、個人の機微にもかかわる情報であった。また、これらの情報を開示することが、直ちに審査請求人の生命、身体、健康等の権利利益を保護することにつながると判断されるような具体的な関連性を見出すことはできなかった。

したがって、当審査会としては、当該非開示情報は、これを開示することにより保護される利益が非開示とすることにより保護される利益に優越するとは言えず、条例第16条第2号ただし書に該当すると認めることはできない。

(5) いじめ対策委員会会議録について

ア 審査請求人は、本件公文書2に関し、いじめ対策委員会会議録が文書として特定されていないことが不自然であると主張する。

イ そこで、本件公文書2以外にいじめ対策委員会会議録が存在しない理由について、当審査会が事務局をして、改めて処分庁に確認させたところ、次のような説明であった。

いじめ対策委員会は、各学校に設置される委員会であり、校長、教頭、教務主任やスクールカウンセラーなどを中心に構成されている。各学校では、定期的に当該委員会が開催されており、実施の都度、会議録を作成しているものではないが、当該委員会において継続的に対応を行っていく事案については、当該事案の状況や確認等を行った内容などを時系列にまとめていくことがあり、本件事案においては、本件公文書2がそれに該当するものである。

ウ 当審査会において本件公文書2を確認したところ、確かに「<管理職・学年・顧問打合せ>」、「いじめ対策委員会」、「拡大学年委員会」等の記載事項があり、教職員間で共有された内容等が記載されていることが確認できた。

したがって、本件公文書2以外にいじめ対策委員会の内容を記載している公文書は存在しないとの処分庁の主張には特に不合理な点はないと判断する。

(6) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

公文書の件名	開示すべきと判断した箇所
顛末書	2 ページの 4 行目の 1 3 文字目
	2 ページの 4 行目の 3 0 文字目
	2 ページの 6 行目の 2 1 文字目から 7 行目の終わりまで
	3 ページの 1 4 行目の 1 6 文字目
	3 ページの 1 6 行目の 1 2 文字目から 1 7 行目の 4 文字目まで
	4 ページの 1 2 行目の 2 9 文字目
××部での指導について	2 ページの 2 8 行目
	2 ページの 2 9 行目
	2 ページの 3 0 行目 1 文字目から 6 文字目まで及び 9 文字目から 2 9 文字目まで
	2 ページの 3 1 行目 1 文字目から 6 文字目まで及び 9 文字目から 2 9 文字目まで
	2 ページの 3 2 行目 1 文字目から 6 文字目まで及び 9 文字目から 2 9 文字目まで
	1 2 ページの 2 2 行目 1 0 文字目
	1 2 ページの 3 5 行目 1 0 文字目
	1 5 ページの 6 行目 1 文字目から 3 4 文字目まで

(参 考)

1 審議の経過

- 令和3年 2月24日 諮問
- 3月23日 諮問庁からの弁明書の提出
- 4月27日 審査請求人からの反論書の提出
- 8月18日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第4回会議）
- 9月15日 審査請求人代理人の口頭意見陳述（令和3年度第5回会議）
- 10月26日 審議（令和3年度第6回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）